

## 環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業に係る 企画提案公募要領

大阪府では、府民の日常生活における環境に配慮した消費行動を促進するため、脱炭素型の消費行動にポイントを付与する制度の普及に向けて、「環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

### 1 事業名

環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業

#### (1) 事業の趣旨・目的

脱炭素社会の実現に向けては、府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくことが重要であり、大阪府では、脱炭素型の消費行動にポイントを付与する取組みを通じて、府民の脱炭素への意識改革・行動変容を促進する。

具体的には、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用等のライフサイクルの各過程におけるCO2排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して脱炭素ポイントを上乘せ付与し、脱炭素に資する商品・サービスの選択を促進する。

令和4年度には、「環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業」を実施し、スーパー、宅配、家電、アパレルなど生活シーンの幅広い分野から、脱炭素ポイントに関心がある先導的な事業者等が参画する「脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム」を設立し、ポイント付与の対象となる商品・サービスや普及啓発手法など、脱炭素ポイント付与制度の構築に向けた内容について検討を行った。また、6事業者と連携して、各事業者のポイントシステムを活用し、脱炭素ポイントを上乘せして付与する実証事業を実施し、消費者への訴求効果として脱炭素に資する商品・サービスの選択促進効果などを確認した。

令和5年度は、効果的かつ持続的な脱炭素ポイント制度の構築に向けて、今後、幅広い業種・業態の事業者がポイント付与を行う際に役立つ脱炭素ポイント制度の運用の枠組みをまとめたガイドライン(案)を、令和4年度事業の成果なども踏まえて作成する。また、脱炭素ポイント付与事業に参画する事業者を拡大させるとともに、需要者である府民をはじめ供給サイドの店舗従業員への周知啓発を行い、脱炭素ポイントを付与する商品・サービスの拡大を図る。

#### (2) 事業内容

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

9,894千円(税込) ※脱炭素ポイント原資充当金を除く。

## 2 スケジュール

令和5年3月24日（金）	公募開始
3月29日（水）	説明会開催
4月10日（月）	質問受付締切
4月24日（月）	提案書類提出締切
5月上旬頃	選定委員会
5月中下旬頃	契約締結・事業開始
令和6年3月22日（金）	事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和5年3月24日（金）から令和5年4月24日（月）まで

###### イ 配布方法

脱炭素・エネルギー政策課ホームページ

([https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso\\_point/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso_point/index.html)) から

ダウンロードできます。（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

###### ウ 受付期間

令和5年3月24日（金）から令和5年4月24日（月）まで

###### エ 提出方法

書類は郵送（当日消印有効）及び電子メール（eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp）

にて提出をお願いします。電子メール送信後、必ず電話にて当課（06-6210-9319）あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後5時まで）

<送付先>

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階  
大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課 戦略企画グループあて

###### オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

- ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 4 部）
- イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 4 部）
- ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 4 部）
- エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 4 部）  
上記（様式 4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本 1 部、副本 4 部）。
- オ 共同企業体で参加の場合
- ①共同企業体届出書（様式 5：1 部）
- ②共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
- ③委任状（様式 7：1 部）
- ④使用印鑑届（様式 8：1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（1 部）
- ・ 法人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
  - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
  - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
- ①常用労働者数が 43.5 人以上の事業主の場合
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
  - ・ 令和 4 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所

に提出済で受付印のあるもの

(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)

②常用労働者数が43.5人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」(様式10) 1部

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はモノクロ(白黒)としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。また、様式1から様式4及びその関係資料については、正本を電子メールでもお送りください。

エ 提出する副本は、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている当該箇所を黒塗りしてください。

オ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業」提案書  
株式会社〇〇(法人名)

カ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

(1) 開催日時

令和5年3月29日(水) 午後1時00分から午後2時00分まで

(2) 開催方法

オンライン会議システム Microsoft Teams によりオンライン開催

(申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

電子メール(eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。

※件名に「【説明会申込み：環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業】」と明記してください。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和5年3月28日(火) 午後1時まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

令和5年3月24日（金）から令和5年4月10日（月） 午後5時まで

### (2) 提出方法

「質問票」（別様式でも可）にご記入の上、電子メール(eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

※電子メールの件名は、「【質問：環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業】」としてください。

※口頭、電話による質問の受付は行いません。

※電子メール送信後、必ず電話にて当課（06-6210-9319）あて受信の確認をお願いします。

（電話は平日午前10時から午後5時まで）

※質問への回答は脱炭素・エネルギー政策課ホームページ

([https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso\\_point/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso_point/index.html)) に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査は、5月上旬を予定しており、詳細な日時等は、応募者に事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。(パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施)

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※発表用のデータについては、令和5年4月27日（木）までに電子メール(eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)で提出してください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業内容に関する提案	(1)ポイント付与事業者の公募・選定	
	①ポイント付与事業者公募の広報の方法が効果的であり、幅広い業態からの応募が期待できる内容となっているか。	10点
	②ポイント付与事業者の選定に関する評価基準が具体的であり、効果的な事業が選定されるものとなっているか。	10点

	(2)ポイント付与事業の実施	
	①ポイント付与事業の府民等への周知について、脱炭素に向けた消費行動を促進する効果的な内容が具体的に示されているか。	10点
	②ポイント付与事業者の店舗従業員の周知啓発について、円滑な事業実施に繋がる効果的な内容が具体的に示されているか。	10点
	(3)効果検証の実施手法	
	①販売促進（商品選択促進）の効果やCO2削減効果の解析手法について、ポイント付与事業者への負担も配慮しつつ、具体的に示されているか。	12点
	(4)脱炭素ポイント制度に関するガイドライン（案）の作成	
	①脱炭素ポイント制度に関するガイドライン(案)について、わかりやすく（理解しやすく）、事業者が活用しやすいものとするために、どのような工夫・配慮を行うのか具体的に示されており、追加で掲載すべき内容・項目も含めたガイドライン(案)の構成が示されているか。	15点
事業遂行能力	・事業実施可能な体制及び人員を備えているか。 ・実現可能なスケジュール・内容が示されているか。 ・本事業と類似した過去の業務の実績があるか。	10点
障がい者雇用	・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3点
事業目的・内容の理解度	・事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。 ・提案内容が事業の主旨にあっているか。	10点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を脱炭素・エネルギー政策課ホームページ ([https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso\\_point/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso_point/index.html)) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。